

## 政策金融改革の基本方針

平成 17 年 11 月 29 日  
経済財政諮問会議

平成 14 年 12 月 13 日に経済財政諮問会議が取りまとめた「政策金融改革について」を踏まえ、以下の基本方針に従って、政策金融の抜本的改革を行い、平成 20 年度から新体制に移行する。

### 1. 基本原則

- (1) 政策金融は 3 つの機能に限定し、それ以外は撤退
  - ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
  - ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
  - ③ 円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）
  
- (2) 「小さくて効率的な政府」実現に向け政策金融を半減
  - ① 貸出残高対 GDP 比半減を 20 年度中に実現
  - ② 新たな財政負担を行わない
  - ③ 市場化テスト、評価・監視機関設置により再編後も継続的縮小努力
  - ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す
  
- (3) 民間金融機関も活用した危機（災害・テロ、金融危機）対応体制を整備
  
- (4) 効率的な政策金融機関経営を追求
  - ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
  - ② 政策金融機関トップマネジメントへの天下り廃止を速やかに実現
  - ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

### 2. 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ) 政策金融から撤退するもの、(ロ) 政策金融として必要であり残すもの、(ハ) 当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

#### (1) 日本政策投資銀行分野

- ① 大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付のみならず、社債や株式等様々な

形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。(イ)

(2) 商工組合中央金庫分野 (イ)

- ① 預金、手形割引等民間金融機関と同様のフルバンキング機能であることから、撤退する。
- ② 所属団体向け組合金融であることから、本来参加者が相互扶助の精神に基づき、メンバーシップ制で行うものであり、政策金融である必要はない。

(3) 公営企業金融公庫分野 (イ)

- ① 地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

(4) 中小企業金融公庫分野

- ① 一般貸付は量的補完であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、資金余剰になっているので、中小企業といえども、量的補完は国が行う必要はなくなっており、撤退する。(イ)
- ② 特別貸付は、国の中小企業政策の中に明確に位置づけられ、政策誘導を目的とする範囲に限定して行う。(ロ) また、定期的に見直しを行い、必要性の低下した特別貸付からは、撤退する。(ハ)

(5) 国民生活金融公庫分野

- ① 民間中小金融機関でも採算上供給困難な零細・中小企業への事業資金貸付は、政策金融として残す(経営改善貸付、生活衛生資金貸付を含む)。(ロ)
- ② 教育資金貸付は、低所得者層の小口の資金需要に鑑み、所得制限を引き下げ縮減して残し(ロ)、民間金融機関や日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する。(イ)

(6) 農林漁業金融公庫分野

- ① 農業・林業・水産業向けの超長期低利融資機能は、資本市場が代替できない範囲に限って、残す。(ロ)
- ② 食品産業向け金融は、大企業・中堅企業向けは撤退する。(イ) 中小企業向けは、10年超貸付に限定して残す。(ロ)

### (7) 国際協力銀行分野

- ① 海外経済協力機能（円借款）は、民にはない政府開発援助（ODA）機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す。（口）
- ② 国際金融機能（貿易金融、投資金融、アンタイドローン）は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き（口）、撤退する。（イ）

### (8) 沖縄振興開発金融公庫分野

- ① 本土公庫等見合いの機能は、本土と同様の扱いとし、撤退又は残す。（イ口）
- ② 沖縄独自制度、特利制度は、歴史的・地理的特殊性等に鑑み、残す。（口）

## 3. 新組織のあり方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態については、以下のとおりとする。

### (1) 政策金融から撤退するもの

#### ① 現行日本政策投資銀行

- ・ 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。
- ・ 自立のために最低限の移行措置を講じる。

#### ② 現行商工組合中央金庫

- ・ 所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。
- ・ 財務基盤整備等のため最低限の移行措置を講じる。

#### ③ 現行公営企業金融公庫

- ・ 廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

### (2) 政策金融として残すもの

#### ① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。

- 国民生活金融公庫（教育貸付は縮減）
- 中小企業金融公庫（一般貸付を除く）
- 農林漁業金融公庫（大企業向け等の食品産業貸付を除く）
- 沖縄振興開発金融公庫（本土公庫見合いで廃止する貸付を除く）
- 国際協力銀行（貿易投資金融を除く）

#### ② ただし、国際協力銀行については、国策たる戦略的援助政策の効果的実施のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、以下の観点からの検討

が必要であるため、内閣官房長官の下に、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会（仮称）」を設置し、その検討結果と本基本方針を総合して、今年度中に、統合の具体的内容を決定する。

- (i) ODAの戦略的活用、外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能の在り方
- (ii) 「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理
- (iii) 戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方

### (3) 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

- ① 特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする。
- ② 組織の具体的な設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報の開示など説明責任の徹底により強固なガバナンスを確立するとともに、専門性の活用・強化のための仕組みについて検討を行う。
- ③ 民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。
- ④ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。

## 4. 新組織移行への工程、関連法案の提出等

- (1) 今後の政策金融改革を内閣主導で行うため、内閣に政策金融改革推進本部（仮称）（本部長：内閣総理大臣、副本部長：行政改革担当大臣等）を設置する。
- (2) 本基本方針に沿って、政府は早急に政策金融改革関連法案作成作業を開始することとし、さらに詳細な制度設計に取り組み、今年度中に本部で成案を得るとともに、同関連法案の国会提出時期についての結論を得る。
- (3) なお、上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。
- (4) 同本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房行政改革推進事務局が行う。このため、同事務局の体制を整備する。

## 5. その他留意事項

- ① 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。
- ② 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。
- ③ 当面政策金融に必要な機能についても、評価監視機関設置等により、市場化テスト等を活用して将来的には見直す体制を整備する。

- ④独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、本基本方針の趣旨を踏まえ、所管府省で見直しを行い、18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめる。このうち、独立行政法人については、中期目標期間終了時の見直しの仕組みの中で、18年度に見直し期限の到来する法人に加え、19年度、20年度に期限の到来する法人についても、前倒しで見直す。